

第23回鳥栖市総合教育会議 議事録

会 議 名	第23回鳥栖市総合教育会議
日 時	令和8年2月18日(水) 開会 午後1時10分 閉会 午後2時26分
会 場	市役所3階第3委員会室
公 開 ・ 非 公 開	公開
出 席 者	構成員：向門市長、佐々木教育長、古澤教育委員、森田教育委員、 戸田教育委員、山口教育委員 事務局：姉川教育部長 西木教育総務課長 井手学校教育課長 岡本学校給食課長兼学校給食センター所長 久家生涯学習課長兼図書館長 眞子教育総務課総務係長 説明員：林田学校教育課インクルーシブ教育推進係主査兼指導主事 古賀学校教育課インクルーシブ教育推進係特別支援教育相談員
傍 聴	0人
協 議 事 項	◆ 教育大綱改定(案)について ◆ 業務量管理・健康確保措置実施計画(案)の策定について ◆ インクルーシブ教育の推進に向けた通級指導教室の充実について
発 言 者	内 容
西木教育総務課長	それでは、定刻になりましたので、ただ今から第23回鳥栖市総合教育会議を開催します。本日もご議論いただき協議事項は、1 教育大綱改正(案)について、2 業務量管理・健康確保措置実施計画(案)の策定について、3 インクルーシブ教育の推進に向けた通級指導教室の充実についての3点でございます。進行に当たりましては、主催者であります市長にお願いすることになりますので、よろしくお願いたします。
向門市長	皆さんこんにちは。本日はお忙しい中お集まり頂きありがとうございます。早速ですけれども協議事項に入りたいと思います。協議事項1番目の教育大綱改定(案)について、事務局より説明をお願いします。
西木教育総務課長	それでは、御説明申し上げます。お手元に、現在の教育大綱令和3年8月と記載したものと、教育大綱(案)令和8年4月と記載したのものがあるかと思ひます。この教育大綱の根拠といたしまして、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に基づき、教育、学術及び文化の振興に関する施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもので

	<p>す。11月の総合教育会議の際に、お示しさせていただいた案に基づき、お手元の資料を作成しておりますが、その後、総合計画後期基本計画案が策定されSDGsの関連づけの記載を削除する方針となっておりますので、今回SDGsの関連表記を削除した資料となっております。後の内容につきましては、11月にお示しさせていただいた案と特に変更はございません。以上となります。</p>
向門市長	<p>ただ今、事務局より説明がございました。11月に議論していたと思いますので、大きな変更はないということです。この中で、特に私が常日頃言っております子どもを真ん中にとらえて様々な事柄を考えていこうということ。どうしても子どもから保護者とか先生とかその立場、立場で考えがちになるので、やはり子どもを1番に考えて、子どもにとっていいこと悪いこと、子どもにとってプラスかマイナスかそういったことを子ども中心に据えるべきということで、常日頃私が申し上げているこの一文を入れていただいたと思っています。そういった案ですけれども、皆さん方からの御意見、御質問あれば聞きたいと思いますので、どうぞよろしく願います。御意見のある方は、お願いいたします。はい、教育長</p>
佐々木教育長	<p>先ほど市長から言われましたように、子ども真ん中っていうのを今回入れていただいて、市長がいつも話をされているところをこの中にきちんと明記されているというのはとてもいいことかなと思います。やっぱりこれを入れることによって、子どもを社会全体で育てる、みんなで子どもを育てる、そこにしっかり焦点が当てられ、意識をする形になったと思っています。後ほど教職員の働き方改革についての議題もありますけれども、それに向けてもあくまでも子どもを中心に考えた時に、そのサポートする教師の働き方をどうやっていくのかにつながっていくので、ここで子どもを真ん中という言葉が入ったことはとても意義あることと思います。以上です。</p>
向門市長	<p>ありがとうございます、他にありませんか。はい、古澤委員</p>
古澤委員	<p>今、教育長が言われたとおり私も大賛成であります。細かいことですが、5年前の当初につくられた大綱はカラーです。今回準備されているのは、まだ（案）ということで完成品ではないけれども、できたら市長も言われてあり、とても素晴らしいことなので、3教育の基本理念の「鳥栖市では、市の宝である子どもを真ん中に据え」の部分を分かるような形で目立たせるために網をかけたほうがこの状況では分かりませんのでそういう工夫もされたらという提案です。</p>
向門市長	<p>はい、ありがとうございます。事務局で考えてください。ほかにございますか。ここで何か採決を取るわけではないのですよね。</p>
西木教育総務課長	<p>はい、今、御意見を頂戴したところは事務局でどう形づくるか考えさせていただきたいと思います。この教育大綱案については、これで御承認頂</p>

	<p>いたということで、よろしかったかと思っておりますので、これで進めさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。</p>
向門市長	<p>はい、どうぞよろしくお願ひいたします。引き続きまして協議事項2番目、業務量管理・健康確保措置実施計画（案）の策定について事務局より説明をお願いします。</p>
井手学校教育課長	<p>失礼します。それではお手元に、業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について（報告）としたものを御準備しているかと思っております。まず、1ページ目をお開きください。令和7年6月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」一般的に言うところの改正給特法が公布をされたことに基づき服務監督教育委員会は、文部科学大臣が定める指針に即しお手元に御用意させていただいております。業務量管理・健康確保措置実施計画（案）としておりますが、こちらを定めることとなりました。スライドの左側一連に係る通知を9月26日付けで知事、都道府県教育長、指定都市の市長等へ発出をされたものでございます。</p> <p>次のページを御覧ください。当資料は、今、御説明しました通知文内で示されたものを概要版としたポンチ図でございます。通知それから指針の概要が示されております。中でも赤線囲み部を御覧ください。ここに実施計画の策定といたしまして、今回報告いたします実施計画の留意点、また具体的数値目標がこの中に示されております。2項目の丸印にございますように今後総合教育会議での報告及びホームページ等において公表が義務づけられたものでございます。</p> <p>次のページをお開きください。当実施計画策定に向けた基本的な本市の考え方について御報告いたします。実施計画の策定に当たりましては、この枠内に示しておりますように文部科学省の指針に明記された数値目標を基本といたします。また、教育大綱、教育プラン、学校現場の業務改善計画等との整合性を図ってまいりたいと考えております。実施期間は、令和8年度から11年度まで、対象は市立学校12校の教職員でございます。</p> <p>次のページを御覧ください。前述しましたが国の法令及び指針等、また、佐賀県の教育委員会が毎年示す教育施策実施計画がございます。また、本市の教育大綱に基づきまして鳥栖市の教育プランまた指針規則等が制定をされておりますが、それに基づき当実施計画を策定するものを示すポンチ図でございます。</p> <p>次のページをお開きください。実際の実施計画もお手元にお配りしているかと思っておりますが、こちらのスライド資料をもって説明させていただきます。スライドの右上のページは、実際の実施計画のページと整合をとっております。実施計画の趣旨といたしましては、給特法の一部改正に基づく計画の策定であるということ、それから、教職員のウェルビーイングの確</p>

保の重要性、特に大綱の中にございます。郷土を愛し志を持って未来を切り開く鳥栖の人づくり、この実現にかかるものでございます。総合的な推進体制といたしましては、当然本市教育委員会、それから学校、市長部局との連携をしながら、保護者、地域住民との理解と協力を得つつ進めていくものとしております。

次のページをお開きください。本市の現状と課題ですが、実際令和6年度の時間外在校等時間の状況です。小学校、中学校に分けて示させていただいております。以前から働き方改革は進めてきているのですが、小学校については大分改善してきています。しかしながら、中学校において在校等時間は高止まりといった傾向にございます。月80時間を上回る職員も約5%おり、特にその一部の教職員の長時間勤務が常態化していること。また、生徒個々への対応の複雑化、いじめであったり不登校であったり問題行動であったり、それから、保護者の対応、クレーム、過度な要求というのが年々増加しているように感じます。また、部活動指導への業務の負担、若手が今、現場に増えておりその指導体制の確保、こういったところが現在課題と認識している所です。

次のページを御覧ください。目標設定と期間でございます。実際、実施計画を作成、策定するに当たり目標は先ほどお話ししました、文科が示す数値としております。時間外在校時間を月40時間以下に抑えること、月平均時間30時間程度それから年間の総時間を360時間以下に抑えることまた、ワークライフバランス等に関する目標といたしましては、年次休暇を14日以上、こちらは県の示す数値に準拠しております。計画の期間は先ほどをお伝えしました令和11年度まででございます。

次のページをお開きください。文科省が学校業務を3分類してござまして、ここに示す学校以外が担うべきもの、教師以外が積極的に参画すべきもの、教師の業務だが負担軽減を促進すべきものに分けてございます。たくさん項目がございますが、本市教育委員会の重点といたしましては、ここに示しているものをまずは重点的に取り組んでまいりたいと考えてございます。

次のページを御覧ください。また、学校においても取組を進めてまいります。一つは、教育課程の適正化、1番下の項目ですが、年間の総授業時数の適正設定(1,086時間以内)これも国が示してございますので、これに準じたものとしてございます。また、近年始業式を6日だったものを7日に、それから次年度から夏休みを8月31日まで延長ということにしてまいりますので、計画的に新年度、新学期を進めていってほしいと校長研修会で伝えさせていただきました。また、これも以前からもやっておりますが、日課表の工夫・業務見直しと健康管理体制の強化、産業医面談、ストレスチェックの実施、心身の健康のための相談員の設置、こういったところを

	<p>進めていきたいと考えています。</p> <p>続いて、次のページをお開きください。進捗管理とフォローアップ体制についてです。進捗状況の把握については、サービス管理システムによって、きちんと数値を現在エクセルでの管理をしておりますが、サービス管理システムの導入に伴い、カードを出退勤時にカードを充てることで、きちんと出退勤の時刻把握をいたします。これについては、先ほどお伝えしました。市のホームページでの公表、総合教育会議での報告、そういったことを進めてまいります。学校への指導・支援の強化については、各学校の状況は毎月学校教育課で把握をしております。毎月の定例校長研修会でそちらを公表すること、また必要に応じてヒアリング、指導等を行っていききたいと考えております。</p> <p>最後のページになります、こちらを進めるに当たりやはり地域、保護者との連携というのは、必要となってくるものです。これまでも活用してまいりましたコミュニティースクールこちらの学校運営協議会の会議の場できちんとこの実施計画を説明し理解を得たいと考えています。また、広報紙、市の公式SNSを通じて市民への周知についても努めていきたいと考えております。以上、簡単ではございますが実施計画の説明を終わります。</p>
向門市長	<p>はい、ただいま業務量管理・健康確保措置実施計画（案）の策定について説明がありました。今後この計画を総合教育会議で報告することになるとのことでした。それでは、皆様の御意見、御感想がありましたらよろしくお願いいたします。はい、山口委員</p>
山口委員	<p>業務の3分類による業務見直しの中で、学校以外が担うべき業務の中で通学路における見守り活動とか、夜間の校外見回り補導対策っていうのは今もやられている学校があるっていうことですか。なんか大分地域がやっているようなイメージがあるけど、まだ教職員の方がされている学校もあるっていうことですか。</p>
井手学校教育課長	<p>実際、教職員、特に担任等の教員は現在、見守りを定期的にはしていません。校長や教頭が通学路に立つことは今も続いておりますが、ただ、長期休業中や何か突発的な事案が起きた時には教職員も見守りに現在出ている状況にあります。</p>
山口委員	<p>ありがとうございます。</p>
向門市長	<p>はい、戸田委員どうぞ。</p>
戸田委員	<p>4ページに時間外在校等時間の状況を示していただきました。こういった先生たちの状況について、ずっと調査していただいて、短くなってきていて改善されてきていると認識しています。遡ってかつてはこういう状況だったっていうのが分かれば、現在の立ち位置が分かると思うのでその辺を教えていただきたい。その上で今回、お尋ねしたいのは文科省から出てきている目標、先ほど上がりましたけれども、中学校の現在の状況から見</p>

	<p>るとまだかなり厳しい目標設定になっていると思います。その上で、この実施計画ができて、具体的に新たにどんなことができるようになるのか。どんなことしようとしているのか、この目標を達成するために、新たにできるようになること変わることにみたいなことがあれば教えていただけませんかでしょうか。</p>
井手学校教育課長	<p>まず、最初の御質問が過去の数値ということであったかと思います。手元に令和2年度まではございますので、そちらで説明させていただきますと、令和2年度の小学校の在校等時間が37時間46分でそこから小学校は33時間、32時間、29時間と年々改善をしております。中学校においては、令和2年度に41時間6分という数値です。こちらが令和3年度39時間27分、令和4年度37時間41分、令和5年度40時間なかなか改善が見られない状況にあります。理由といたしましては、4ページスライド右手に示させていただいていることが原因かなと思います。</p> <p>あと、次の御質問で新しいこと、今後これを改善していくに当たって、新たな取組ってということが何かというところですが、実際こちらの実施計画に示していますのは、現在も取り組んでいること、主に示しているところでございます。では新しいところは何があるのかというところになりますと、実際の実施計画の7ページをお願いします。この7ページの最後の項目、保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等学校では対応が困難な事案への対応というところで、本日の教育委員会定例会でもお伝えしました。スクールロイヤーについて認めていただき、当市で設置をすることができましたので、こちらについては幾分か改善されるのではないかなと思っています。</p> <p>また、8ページに部活動がございますし、学校プールや体育館の施設・設備の管理であります。令和8年度から小学校の水泳事業については民間への完全委託を実施します。プールの管理だったり指導であったり小学校については、一部の教員からすると負担な部分もあって、こちらについては完全実施ということで、負担軽減ができること、それからその下の部活動において、まだなかなか進んでいないのですが、今年度協議会を新たに設置して、有識者による検討を今行っているところです。また、今月24日には、第2回目の協議会がございます。そちらで部活動について改革を進めていくことで中学校の教職員にとっても時間外勤務の縮減というものが少しずつ進んでいくのではないかなと考えております。</p>
向門市長	他にありませんか、はい古澤委員
古澤委員	<p>私も同じことをお尋ねしようと思っていました。10ページに学校への指導・支援の強化の中の3番目の長時間勤務常態化への個別支援これは基本的に今あったように、部活動の指導されている先生方が、恐らく突出して時間外等が多いのではと気がしているけど、そうなった場合には、今お</p>

	話があったように、部活の地域移行との絡みで、ひよっとしたら大幅に削減が見込めると期待をしているところです。これで間違いないでしょうか。
井手学校教育課長	当方も学校教育課としても、そのように考えているところでございます。
古澤委員	それと、先生方の時間外勤務を減らそうということで、ひよっとしたら家庭で幾らか学校現場でできない部分を持ち帰って、個人データなんかはNGになっていますが、できる範囲の分は家でという懸念があるので、そういったことがないように、実際に先生方の時間外が減ってきている状況に持っていく必要があると思っていますので、取組を今後進めていただきたいなと思います。これは要望です。
向門市長	はい。教育長
佐々木教育長	すみません。先ほど戸田委員の質問に似ていると思うけど、今回のこの計画について国から出されたのが、私は見える化っていうのが一つ大きなところで、最初の大綱の話でもしたけれども、教育が現状としてその教員だけ学校だけではなかなかその教育がうまくいかないの、そこは社会全体で教育を進めていきましょうという流れの中で、少しでもその教員の負担になる分を減らしていきましょうと。これまでも、働き方改革を進めてきたけれどもなかなか改善されないという状況がありました。ただ、今回、時限を設定して令和11年度までという中でこれを進めていきましょうと、期限を決めて具体的な中身を決めてそれをきちんと、総合教育会議の中で市長に報告をする、それからホームページ等では市民にも報告する、報告書にも報告をするという形を取ることによって、意識的に社会全体でそれを進めていきましょうと。教員が教育に専念できるような環境をつくっていましょうというのを社会全体で理解をして進めていくためにこの計画をしていくのが、今回一番大きな狙いと私は思っていました。そういう意味で、戸田委員が言われるように前とどこが違うのかというと、大きく違うところはないけれども、それを意識的に社会全体のみんなが意識しながら進めていくというところは大きな違いだと思います。具体的な中身は先ほど課長が言いましたように、部活動改革、部活動の地域展開が入ってきたりすることにもよりますし、それから校務管理システムとか、校務支援システムが入ってきたりとか、そういったことも、当然この働き方がつながっていくものだと思いますので、それによってきちんと数値として教職員の業務が改善されたり、時間外が減っていったりとか数字にあらわれてくると思っています。以上です。
向門市長	他にございますか。はい、戸田委員
戸田委員	先ほどの教育長のお話は、私もその通りだと思います。特に業務の3分類による業務見直しに関することを広く保護者の方々や地域の方々に知ってもらおう何か手だてがあればいいなと思いました。学校はこういうふうなことをやっている、それを地域で、社会で応援していかないといけないと

	<p>いう空気をうまくつくることが必要なかと思いました。</p>
<p>向門市長</p>	<p>私の方からですけど、今回の実施計画はすごく大事だと思っていて、特に教職員の採用の試験を希望される方がものすごく減ってきて危機的な状況だと思っています。働く環境が整わないと働きたいけれどもやっぱり二の足を踏むような学生というかたくさんいると思うので、やはりこの教職員のウェルビーイング確保の重要性で教師が情熱とゆとりを持って児童生徒と向き合える環境整備これやっぱり主軸だと思うので、学校現場でも子どもたちから見て疲れている先生と生き生きとはつらつしている先生って、全然子どもが授業とかそういった学校生活において違うと思うのです。だから学校の先生が元気で笑顔で接してくれる、そういった環境をつくっていかないと生徒もなかなか大変と思うので、そういう教職員のウェルビーイングが達成できるように、それでスクールロイヤーとかもうそうですし、やっぱりそういったストレスがあるところは排除していくように我々も予算づけが必要であればやっていくし、そういったものは取り組んでいきたいと思うので、先生の働きやすい環境を追求してほしいと思います。それについての予算は我々も真剣に頑張っていきたいと思います。以上です。</p> <p>他にありませんか。それでは、この件につきましてはこの程度にさせていただきますまして、三つ目の議題ですけれども、インクルーシブ教育の推進に向けた通級指導教室の充実について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>林田指導主事</p>	<p>失礼いたします。インクルーシブ教育推進係の林田でございます。協議事項3の資料をご準備ください。本市は障害のあるなしにかかわらずともに学ぶ、そして多様な子どもたちがともに学ぶことを目指して、インクルーシブ教育を推進しておりますが、特別支援学級の在籍児童数の増加が課題となっております。そこで本市教育委員会としましては、インクルーシブ教育を推進する要として通級指導教室の充実に取り組んでおるところでございます。本日は、インクルーシブ教育の推進に向けた通級指導教室の充実について御説明させていただきます。</p> <p>1ページを御覧ください。まず、障害のある子どもの就学先と学びの場について簡単ですが御説明いたします。真ん中の保育園、幼稚園を卒園した障害のある子どもの就学先というのは、特別支援学校と小学校の二つということになります。そのうち小学校が就学先となった児童は、左側の通常の学級または右側の特別支援学級に在籍することになります。真ん中にある通級指導教室は、障害や特性のある子どもの学びの場ですが、通常の学級との間に矢印があるように、通級指導教室は通常の学級に在籍となった子どもが特別な指導を受けるための教室ということになります。障害や特性のある子どもも通級指導教室で指導を受けながら、通常の学級で生活や学習をすることができる制度となっております。</p>

2 ページを御覧ください。特別支援学級在籍児童生徒数の推移を示しております。増加傾向が続いているということが課題となっておりますが、オレンジ色の中学校では今年度、そして青色の小学校は来年度の児童生徒数が減少する見込みとなっております。特別支援学級在籍児童生徒数のみがインクルーシブ教育の成果指標ではありませんが、令和2年11月に学校教育課にインクルーシブ教育推進係が新設されて以降の取組、そして通級指導教室の充実が実を結び始めたのではと感じております。

3 ページを御覧ください。通級指導教室についての概要を御説明いたします。子どもたちの在籍学級は左側の通常の学級となります。通級指導教室を利用する子どもは、ほとんどの時間を通常の学級で学習をしますが障害に応じた指導を受けるために一部の時間を通級指導教室に移動をして指導を受けます。例えば、小学校1年生は週25時間の授業時間がありますが、通級指導を受けている多くの子どもたちは、この25時間のうち2時間程度を通級指導教室に移動して特別な指導を受けるということになります。通級指導教室では、通常の学級での生活や学習での困難さを改善する指導として、例えばコミュニケーションに関することや、自分自身の得意不得意に関することなどの学習をして、通常の学級での生活や学習に生かしてまいります。通常の学級担任と通級をする担当は子どものことについて、支援内容について、連携して子どものよりよい生活や学びとなるよう支援を行っております。

4 ページを御覧ください。鳥栖市の通級指導教室についてです。鳥栖市には、上の段にあるまなびの通級指導教室と下の段のこことばの通級指導教室があります。まなびの通級指導教室は主に、発達障害の特性を持つ子どもたちへの指導を行っており、鳥栖市立の小中学校に設置をしております。下の段、こことばの通級指導教室は主に言語障害の特性を持つ子どもたちへの指導を行っており、現在は鳥栖北小学校と若葉小学校に設置をしております。それぞれここに書かれているような困難さや願いを持った子どもたちへの指導を行っております。この後、地図上で示しているような資料も出てきますがまなびの「ま」、こことばの「こ」っていうのを覚えておいていただければと思います。

次のページをお開きください。通級指導教室を利用している児童生徒数について推移を示しております。これは通級指導教室の教室数が充実するに従って利用する児童生徒数も増加をしております。来年度は小学校に4教室、中学校に1教室を新設することから小学校、中学校ともに来年度の利用者数が大きく増加をしております。先ほど特別支援学級在籍の児童生徒数は減少していると御説明をいたしました。特別支援が必要な児童生徒数が増加している状況が続いているということになります。

6 ページを御覧ください。小学校の通級指導教室の指導体制の資料にな

ります。地図上「ま」となっているのがまなびの通級指導教室、「こ」なっているのがことばの通級指導教室です。通級指導教室の充実については、まずは主に発達障害の子どもたちの指導を行うまなびの通級指導教室の充実を図っております。左側の令和7年度は、例えば旭小学校から麓小学校に、そして鳥栖小学校から基里小学校に矢印が伸びているように、通級担当者が出向いて指導を行っておりますが、田代小学校と鳥栖北小学校の児童生徒が通級を利用する場合には、他校に保護者の送迎により子どもが移動する必要が現在ございます。右側、令和8年度はピンク色で示している「ま」が新設の教室となります。4教室を新設することで、全ての小学校でまなびの通級指導教室を、児童は自分の学校で指導を受けることができる体制を整えることができました。

7ページを御覧ください。中学校の指導体制となります。令和7年度は田代中学校に教室を設置しておりました。令和8年度は鳥栖中学校に新設をすることで、鳥栖中学校と鳥栖西中学校でも自校で通級指導を利用できる体制となっております。ただし、基里中学校の生徒が利用する場合は、田代中学校に保護者の送迎が必要な状況というものがまだ残っております。

では、次のページを御覧ください。インクルーシブ教育を推進する要として、通級指導教室の充実を図っておりますが、特別な支援が必要な児童生徒が増加している小中学校の指導育成であったり、児童生徒本人、保護者の相談支援の中核として令和4年度より学校教育課に特別支援教育相談員を配置しております。特別支援教育相談員は、特別支援教育士や公認心理師、臨床発達心理士の資格を持った相談員であることから専門的な視点から学校や家庭に適切な助言や援助を行っていただいております。

次のページを御覧ください。学校支援の件数の推移です。学校支援では、研修会の実施や学校の求めに応じて、児童生徒への指導や支援に関する助言、通級や特別支援学級の運営に係る助言などを行っており、必要に応じて福祉や医療などの専門機関との連携を図っております。年々増加をしており、令和7年度は1月現在の件数ではありますが、今年度200件を超える見込みとなっております。

続いて次のページを相談支援の「にじいろ相談室」の相談件数の推移です。相談支援は、子どもが安心して生活するための環境づくりを学校や家庭とともに考えていくために相談支援を行っており、こちらにも必要に応じて、学校、福祉、医療などの専門機関との連携を図っております。こちらにも相談件数は年々増加をしており、今年度は200件を超える見込みとなっております。特別支援教育相談員は、お1人で大変な負担をかけておりますが、特別な支援が必要な子どもに対する指導や支援、そして子どもの発達や子育てに関する悩みや将来への不安など学校だけではなく、本人、保

	<p>護者の方々の支援について尽力していただいております。</p> <p>次のページを御覧ください。こちらは、次期学習指導要領改訂に向けた教育課程特別部会の論点整理から、通級指導に関わるものを抜粋しております。左側「考えられる方向性」2の一つ目の黒ポツに「障害のない子供たちとできる限り共に学びながら、障害の状態等に応じたきめ細かな指導の実現を図る」であったり、その下のチェックの中に、「障害の状態等を踏まえ特に必要がある場合には、各教科の指導を行うことを可能とすることを検討すべき」という記述もございます。また、右側「合理的配慮の提供」の一つ目の黒ポツに「多様性を包摂する学校教育」とあります。次期学習指導要領では、この「多様性の包摂」がキーワードとして上がっていることから、国も通級による指導の充実を狙っているところがございます。鳥栖市は、インクルーシブ教育を推進する要として、通級指導教室の充実を図っており、今後も特別支援学級の在籍児童生徒数は減少していくと見込んでおりますが、特別な支援を必要とする児童生徒は減っていくどころか増加する可能性もあると考えております。多様な子どもたちがともに学び、必要な支援が必要なときは手を差し伸べ合いながら、助け合いそして育ち合いありがとうというような言葉が飛び交う学校を目指して今その子にとって適切な支援は何か、子ども相互の育ちを促すことを大切にして、学校家庭、教育委員会、関係機関等との連携を図りながら、学校教育の充実を図ってまいりたいと考えております。私からの説明は以上になります。</p>
向門市長	<p>ただいま、インクルーシブ教育の推進に向けた通級指導教室の充実についての説明がありました。最初に私の考えをいうと、1ページ目に大きく小学校と特別支援学校、今度鳥栖に小中高までである特別支援学校が開校するようですが、まず、小学校、中学校、特別支援学校と、特別支援学級及び通級指導教室の違いについて説明をお願いします。</p>
林田指導主事	<p>はい、大きく違います。まずは学校か学級かというところがあります。障害のある子どもが就学先を決定するに当たって、学校教育法施行令で障害の種類や程度が示されております。特別支援学校に就学することができる子どもさんの障害の種類は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱身体虚弱とあり、この障害の程度が「障害のある子の教育支援の手引」というものに詳しく書かれております。この障害の程度に達している、達しているという言い方は、適切ではないかもしれませんが、子どもさん方が特別支援学校に入学ができる。それ以外の子どもさんは小学校に就学をするというような制度となっております。</p>
向門市長	<p>いわゆる発達障害関係の方々には特別支援学校には行けないので市立の学校に行くと、その中で支援をどうしていくかっていうことになっていくということですのでよろしいですね。</p>
林田指導主事	<p>通級と特別支援学級の違いがここに書いてあります。文字どおり学級な</p>

	<p>のか教室なのかで大きく違うってということになります。分かりやすく説明できるか分かりませんが、通常の学級と特別支援学級はおおよそ同じもので、子どもたちが在籍するのはこの二つのうちのどちらかということになります。そして、通常の学級に在籍している子たちの中で、一部特別な指導が必要な子どもたちが、通級指導教室という場所に移動をして指導を受けることになりますので、通級指導教室は、指導の形態と考えていただくといいかないと思いますが、分かりましたでしょうか。</p>
向門市長	<p>はい、山口委員</p>
山口委員	<p>ありがとうございます。私の子どもが小学校の1年生にいますけれども、名簿は3クラス、1学年90人が3クラスに分かれていたと思います。授業参観とかにいったらひまわり教室とか特別支援クラスといわれているところに行かれています。クラスは表面上3クラスに分かれているけれども、実際は分かれているという考え方ですかね。だから、今の話を聞いていると実際今されているのが、通級指導教室に近いのかなとか思いましたがそうではないということでしょうか。</p>
林田指導主事	<p>恐らく、今、委員が言われたのは、特別支援学級に在籍している子どもの名前も通常の学級の子どもたちの名簿の中に入っているって状況だと私は認識しております。特別支援学級の子どもたちも、例えば給食であったり、体育の時間であったりっていうのを、通常の学級で交流及び共同学習というふうな言い方をしますが、一緒に学習する機会がありますので、特別支援学級の子どもたちも、通常の学級、みんなの仲間だよねっていうような意味合いからも名簿に名前が載っていると思います。</p>
山口委員	<p>ありがとうございます。ということは1年3組同じクラスだけれども実際は1年3組と特別支援クラスの子が混在しているイメージで大丈夫ですか。</p>
林田指導主事	<p>恐らく名簿上はそのように見えるのかなと思いました。</p>
山口委員	<p>分かりました。ありがとうございます。</p>
向門市長	<p>今、特別支援学校と特別支援学級のそれぞれ説明頂いたけれども、今後、インクルーシブ教育に関しては、通級指導と特別支援学級を今後どのようにしたいと考えてあるのでしょうか。</p>
林田指導主事	<p>はい、今後といいますか、まず共に学ぶということの通級はしていきたいと考えています。ですので、通常の学級で学ぶことをベースに考えながら、必要な子どもさんは通級指導教室で学習をしていく。ただし、特別支援学級を学習や生活の中心に据えて、学びを進めていかなければいけない子どもさんも確実にいらっしゃいますので、しっかりと、子どもにとっての学びの場はどこが必要なのかも併せて考えていきたいなと思っています。</p>

向門市長	はい、山口委員
山口委員	ありがとうございます。現在、特別支援クラスに在籍している子たちが多いけれども、実際はそこまで区別しなくて済むのに通級指導教室をつくることによって、一般教室の子どもたちと一緒に時間を増やして、特別支援クラスの人数をもう少し減らしていこうという考え方でしょうか。
林田指導主事	はい、まさにそのとおりでございます。実は令和7年度は、資料の6ページを御覧頂くと田代小学校、鳥栖北小学校にはまなびの通級指導教室がございませんでした。本当に必要な子どもがまなびの通級を受けられないので、自閉症情緒障害学級に入級をしている子どももいらっしゃる現状があると思っております。そういうふうにまなびの場がないということで、特別支援学級で学ばなければいけなかった子どもたちが、通常の学級で通級を利用しながら学ぶことができるというようなことを目指していきたいなと考えております。
向門市長	他に、御意見はありませんか。古澤委員お願いします。
古澤委員	この資料はとても頑張ってつくってあると思います。とても分かりやすいです。ただ、分かりやすいけれども、理解できたかというところは、また別問題で「んー」という気がしなくもない。ただ、まとめとしてはすごく上手に簡潔にまとめてあると思いました。ちょっと素朴な疑問として、8年度から今までずっとされていますけど、3月ぐらいの就学相談その段階で、例えば子どもさんと面談した上で、保護者の方も一緒に来るのかもしれないませんが、それと専門家がおられて、4月からおたくの子どもさんは、特別支援学級です。今までは選択肢が通常の学級か特別支援学級かっていうことだったと思いますが、ここで通級指導教室まで分けるのでしょうか。そうなってくると非常に負担がかかるのかなと想像しているところです。そこら辺を具体的にお話があればよろしくお願いします。
林田指導主事	負担が増えるかということに関しましては、就学相談自体の負担は増えないかなと思っております。なぜかと申しますとこれまでも、通級による指導というのは実際実施をしてくれておりますので、だんだんと通級の認知が広がってきたことから、保護者の方も通級を選択肢を考えられるようになってきているので、保護者の方が実際に学校に出向いて通級教室を見学したり、特別支援学級を見学したり、通常学級を見学したり、保護者の方が見るそれを負担と捉えるかどうかはまた別として、そういったことは増えてくるかなとは思っております。
古澤委員	今、申し上げました負担というのはもちろんセレクトするときの負担ももちろん含んでいますけど、おたくの子どもさんは通常の学級で大丈夫ですと決めた場合に、保護者がうちは特別支援学級のほうが個別指導も行き届いていていいのにと思っていて、軋轢が生じたりしないかなという意味です。

	<p>それと、今までは2つしかなかったのが、もう1個増えて通級指導教室というものをきちんと捉えて、保護者の方にも周知していかないことには、大体どう変わるかが分からないといろいろ出てこないかという心配からお尋ねをしました。</p> <p>就学相談なんか、横で古賀先生がにこやかに首を振ってありますので、それこそ先生は私たちが学校訪問した場合、忙しい中でも対応されているので、市内の状況はよくお分かりだから大丈夫と思います。それと幼保小の連携なんかで事前にどこにどういうお子さんがいらっしゃるというのも承知の上だろうと思いますけど、そういう意味の負担感のお尋ねでした。すみません。質問が悪かったですね、答弁は上手かったですけど。</p>
林田指導主事	<p>ありがとうございました。保護者の方や園への周知については私どもも課題でやっていかなければならないと思っております。実は、来週に幼保小連絡協議会がございますので、その際も、頑張っつてつくったこの資料を使いながら園の先生方に説明させていただければなと思っております。ありがとうございます。</p>
向門市長	<p>ほかにはございますか。はい。</p>
森田委員	<p>特別支援学級の在籍の児童生徒数が8年度になって減っていますが、九千部学園の後にできた学校の関係が大きいとは言いませんけれども関係があるのでしょうか。田代分校は狭いところに70人ぐらいいて、行きたくても行けない、でも中原までは通えないという子どもさんとか保護者の方があつたと思います。そういうことを考えると、減つたということは、そちらを選ぶ方が増えたのかなつて、この表だけを見ると感じますが。</p>
林田指導主事	<p>ありがとうございます。特別支援学校、今まで鳥栖田代分校があつて、令和8年4月から九千部学園跡地に鳥栖特別支援学校が開設されます。そのことで、鳥栖市内また基山町の保護者の方が鳥栖特別支援学校という気持ちがあるのは確かなところかもしれませんが、実際に今年度の就学先を見たとき、鳥栖特別支援学校への新就学が劇的に増えたかつていうとそうではありませんでした。ですので、この特別支援学級の児童生徒数の減少は、やはり来年度に通級による指導の教室を充実させることで、これまで自閉症情緒障害特別支援学級に在籍した子どもたちが、通常の学級に転級をして、通級を利用する子どもたちが増えたのではないかと私ども考えております</p>
森田委員	<p>私とか学校訪問をしている時に、そういう情報が、昨年度まではなくて、今年そういうのができて、やはり保護者の方の理解というか、そういったところで移動される方ということは、特別支援学級にはもう入らずに通常の学級に入るから人数が減るということですよ。</p>
林田指導主事	<p>はい、そのように思っております。</p>
森田委員	<p>ありがとうございます。</p>

向門市長	ほかにはありますか、はい、どうぞ。
山口委員	すみません、特別支援学級在籍児童生徒数が令和8年で小学校535人と170人で通級指導教室利用児童生徒数が184人と45人ですけど、数値的に何かこうイメージがあるのですか。特別支援の何割が通級クラスでいだろうとかの大体の見立てとといいますか、数値目標的なものです。
林田指導主事	数値目標的なところを設定するのは非常に難しいと思っております。ただ、今、確実に申し上げられるのは、例えば令和7年のここでいくと557人のうち、およそ7割の子どもたちが自閉症情緒障害特別支援学級に在籍をしております。この子どもたちが、通級による指導のいわゆる対象の障害種の子どもたちですので、7割もいる子どもたちの学びの場としての通級っていうのを充実させていきたいと。それで、特別支援学級の子どもたち、自閉症情緒障害学級で学んでいる子どもたちが通常の学級で、みんなと一緒にいろいろな経験を積みながら、学べる環境をつくっていきたくて考えております。
山口委員	ありがとうございます。ということは通級クラスが、これから人が多くなっていくと考えると、そちらで対応することに対しては対応時間が短くなるからそんなに負担にはならないイメージでしょうか。
林田指導主事	通級指導教室での対応の時間というのが、週8時間が標準と国の制度で決まっております。ただし利用する子どもの数によって、その8時間を使ってしまうと、通常の学級での学びがおろそかって言いますか、なかなかできない状況になってしまいますので、現状子ども1人おおよそ2時間、通級で指導を受けている状況にあります。 子どもが増えると指導時数も増えますので、通級担当の先生の負担は増えていくだろうと思います。ただし、この加配の基礎定数がございまして、通級指導教室利用の13人に1人の教員の加配がございまして、今後、利用の児童生徒数が増えていけば、もっと通級教室を増やすことは可能になっていきます。ですので、負担が増えるばかりではない状況がございまして。
向門市長	はい、どうぞ。
佐々木教育長	通級と特別支援学級というのはなかなか分かりにくいと思うけれども、今、特別支援教育相談員の古賀は以前通級もやっているし、今、実際に学校支援も通級の学校支援もやっているの、どういった子どもたちにどういう指導をしているのか説明してもらえたらありがたいと思うのですが。
古賀相談員	先ほどの図、特別支援学級と通級の数の関係があつたけれども、自閉症の子どもさんが7割との話を林田がしたと思いますが、支援学級に行ったとしても、その中で自己理解だったり、コミュニケーションの方法だったりという対人関係とかの課題のほうが、自閉症のクラスの子どもさんたちは大きいです。その子どもさんの学習するところが支援学級ではありま

	<p>すが、交流クラスに入ったときのお友達との関係ってというようなことも自立活動の授業でしていくなどしております。支援学級の子どもさんもずっと支援学級が必要かという、徐々に成果が見られて3年後、4年後には退級を目指すっていうことも考えながら指導をしていきますので、その子どもさんたちが、今は通級指導教室が随分整備されていることで、何もない支援の中で退級するという前に通級指導教室に一部の指導、特別な指導を受けられる場というものが選択の中にできたことで、スムーズな退級の道筋、先ほど分けるというようなこともありましたけれども、どちらかという学びの場をスムーズに選択できることが増えたと思えることもできると思っています。</p> <p>まなびの教室、通級指導教室の指導のことを言われたと思うけれども、通級指導教室の指導も在籍している通常学級との連携がとても大事で、通常学級で学習をする、生活をするという、基盤の部分まなびの教室で自立活動として行っています。ですので、その子どもさんたちも原則3年ということ鳥栖市ではしておりますけれども、子どもに合わせて3年かからずに退級をするという子どもさんもいれば、もう少し支援があったほうがいいのかという子どもさんもいるので、子どもに合わせて、通常学級のみで学習生活ができることを目指しています。</p> <p>中身としては自立活動といまして6区分27項目、子どもの実態に合わせて指導する内容を関連づけながら指導目標を立て、その指導目標に沿って活動として取り組んでいるところです。ちょっと中身は分かりにくいかもしれませんが、授業は2時間くらいかもしれませんが、通常学級との連携という意味では、自分の学校に通級指導教室があるということで、担当の先生が校内の中での様子を見ていけるというのはとてもいい環境と思っております。以上です。</p>
向門市長	はい、古澤委員どうぞ。
古澤委員	<p>古賀先生よく分かりました。昨日、三神地区の教育長と教育委員で大分県の不登校対策をされている学校に視察に行きました。その中でみやき町の教育長がお話しされた中で、自分の児童生徒はどれだけいる、その中で、特別支援が必要なクラスに通う子が何人いると言われ、その時にぱっと計算して4分の1から5分の1近くもいると思って驚いたところでした。状況的には年々増加しています。今から言う話はここで言うような話ではないことは重々承知しているけど、特別支援とか通級支援とかが必要な子どもさんが増えてきている現状があります。今後も増え続けていくのだろうと、調べたところによるといろんな部分で、保護者の方とかいろんな部分で、そういう困難を抱えている状況、LDとかADHDとかに対する認識と理解が深まってきて、そういったことが、スムーズに受け入れられやすくなっているから増えてきていると見た覚えがあります。この調子で増えて</p>

	いく場合には、しっかり市としても腹をくくって、どういうふうな事をしていくということで、なかなかこれは市だけの問題ではなく、県、国の問題でもあるので、そこら辺をしっかりと念頭に置いとかないといけないですねというお話です。
林田指導主事	<p>特別支援学級や通級の子どもたちが増えていく状況は確かに考えられることかもしれません。鳥栖市としてできることは教育のほうでもしっかり頑張っていきたいと思っております。</p> <p>一方来年度から5歳児健診も始まったということもありますので、スムーズな小中学校、特別支援学級だけではなくて、通常学級の通級っていうような選択肢がある学びの場があるっていうことは、保護者の方にも市民の方にもお伝えしていかなければいけないなと思っております。</p>
向門市長	ほかにはありますか。はい、教育長
佐々木教育長	今のに関連するけど、やはり就学前の子どもたちの状況診断等で早めに分かったら、先ほど林田が言った健診の時であったりとか、またはそれ以前の段階で、橋本先生なんか特にそういったところを進められていますけれども、幼児期でのそういった診断等は早期にやっていくことも必要ですし、学校教育、教育委員会だけでなく福祉であったり、こども育成課であったり、そことの連携をしながら連続的な見方でいくことは必要と思います。はい。以上です。
向門市長	はい、ほかにありますか。私から通級指導教室も増えるで、まなびの先生が増えるけど、何名ぐらい先生が増えて特別支援通級の支援員の先生がどれくらい増えて時間割というか指導をされるのか教えて下さい。
林田指導主事	6ページを御覧頂くと、「ま」と「こ」とありますので、この、お人形さんのような方たちが先生と考えていただければいいかと思います。ですので、令和8年度は今年度よりも4人の先生が通級指導教室の担当として増えるということになります。中学校は来年度1人が、通級の担当者として先生が増えることになります。
向門市長	教室のほうは大丈夫ですか。その子たちが学ぶ教室は。
林田指導主事	その点は私たちも非常に心配をしておりました。ですので、今年度、各学校に通級の指導ができる教室があるのかしっかり確認しております。ですので、来年度のこの指導の部屋は大丈夫でございます。各学校が例えば特別支援学級が減るということで、利用していた教室を通級として利用をしたりと工夫をしながら場所の確保はできている状況でございます。
向門市長	はい、分かりました。ほかにはありますか。よろしければちょっと少々早いですけど時間的に早いですけど終わりますか。はい、どうぞ
山口委員	全然内容はすばらしい資料ですけど、1枚目の障害は漢字で、漢字の害って使わなくなったと思うけど、そう見ていたら途中は平仮名で、1番最後は漢字ですけどこれは統一していったほうがいいのかなと思いまし

	た。最後の資料、これはどこの資料ですか。
林田指導主事	文科省の資料になります。
山口委員	そうですね。文科省は漢字で、一般的に最近漢字の害を見ないなど、私もそういった施設とか設計書に関わる時に書かなくなったと思ったので、市が出すものについては、漢字をやめたほうがいいのかと思ったのですが。すみません、細くて。
林田指導主事	文科省は漢字なんですよね。ですので、私も教育関係なので、文科省に従ってと思って使っているところでございます。
山口委員	そうですか。
古澤委員	イメージですよ。
山口委員	すみません、細かくてすみません。 文部科学省に要望していただき、従うばかりではなくて言っていただいていいと思います。
向門市長	よろしいですか。それでは、第23回の総合教育会議をこれで締めさせていただきます。長時間お疲れ様でした。ありがとうございました。